三重県聴覚障害者支援センター利用団体登録規約

1. 利用団体登録について

(1) 利用団体登録の対象

三重県聴覚障害者支援センター(以下「センター」と言う。)に利用登録できる団体は、以下 の条件のいずれかを満たしているものとします。

- ①三重県内の聴覚障害者団体
- ②三重県内の聴覚障害者支援団体
- ③三重県内の聴覚障害に関する団体
- (2) 利用団体登録申請

センターに利用団体登録をされる団体は、センターに「三重県聴覚障害者支援センター 利用団体登録申請書」にて申請を行ってください。なお、虚偽の記載等や社会通念上問題 があると判断された団体には、登録の不受理や登録を廃止することがあります。

(3) 利用団体登録番号と利用団体登録カード

センターは利用団体登録の申請があったとき、申請書を審査し、登録を認めることができるときは「利用団体登録番号」を記載した「利用団体登録カード」を発行します。

利用団体登録カードは、会議室や情報機器貸出申請の時に提示を求めることがありますので、大事に保管してください。

(4) 利用団体登録内容変更、及び登録抹消

利用団体登録の内容(団体名、代表、所在地等)に変更があるときは、センターに申し出てください。

2. 会議室や情報機器などの利用または貸出の申請について

(1) 利用・貸出申請の受付期間

会議室・ボランティア作業室や情報機器利用申請は、下記のとおり取り扱うものとします。

ア 利用申請開始日

原則として、利用日の6ヶ月前から申請受付を開始し、3日前までに申請するものとします。緊急などの諸都合がある場合はこの限りではありません。

イ 利用申請方法

利用申請書に必要事項を記入し、センター事務室へFAXやメール等で提出するものとします。

3. 開館時間、休館時間

施設の開館時間は午前8時30分から午後5時までとします。ただし、夜間または休館日の会議室やボランティア作業室等の利用申請については、センター長の承認があれば利用できるものとします。

休館日は次のとおりとします。

ア 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する 休日

イ 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

4. 利用・貸出料金

会議室・ボランティア作業室、情報機器の利用・貸出料金は原則として無料とします。

ただし、不適切な利用などで破損や事故が起きた場合は、利用申請者とセンターが協議をするものとします。

5. 利用登録団体への情報提供

センターに利用登録された団体には、年に12回以上センターから情報提供を行ないます。